

埼玉県医師国民健康保険組合からのお知らせ

令和8年度保険料の改定について

本年4月1日から当組合の保険料を改定させていただきます。
従来の保険料の改定に加え、令和8年4月から「子ども子育て支援納付金」の徴収を開始することになり、下表のとおり保険料を改定しました。



国保マスコット 健康まるくん

令和8年度国民健康保険料改定表

改定保険料（令和8年度～）

	40-64歳 月額保険料	40-64歳以外月額保険料		
			18歳未満	
				未就学児
組合員	56,500	50,500	—	—
准組合員	24,300	18,300	18,300	—
家族	18,800	12,800	12,000	11,000

<内訳>

単位：円

基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	子ども・子育て 支援納付金 賦課額（新設）
43,900	5,800	6,000	800
11,700	5,800	6,000	800
6,200	5,800	6,000	800
	未就学児は 4,800		18歳未満は 0

保険料値上額

	40-64歳 月額保険料	40-64歳以外月額保険料		
			18歳未満	
				未就学児
組合員	7,300	7,300	—	—
准組合員	2,300	2,300	2,300	—
家族	1,800	1,800	1,000	1,000

<内訳>

基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	子ども・子育て 支援納付金 賦課額（新設）
5,800	700	0	800
800	700	0	800
300	700	0	800

現行保険料（令和6年度～）

	40-64歳 月額保険料	40-64歳以外月額保険料	
			未就学児
組合員	49,200	43,200	—
准組合員	22,000	16,000	—
家族	17,000	11,000	10,000

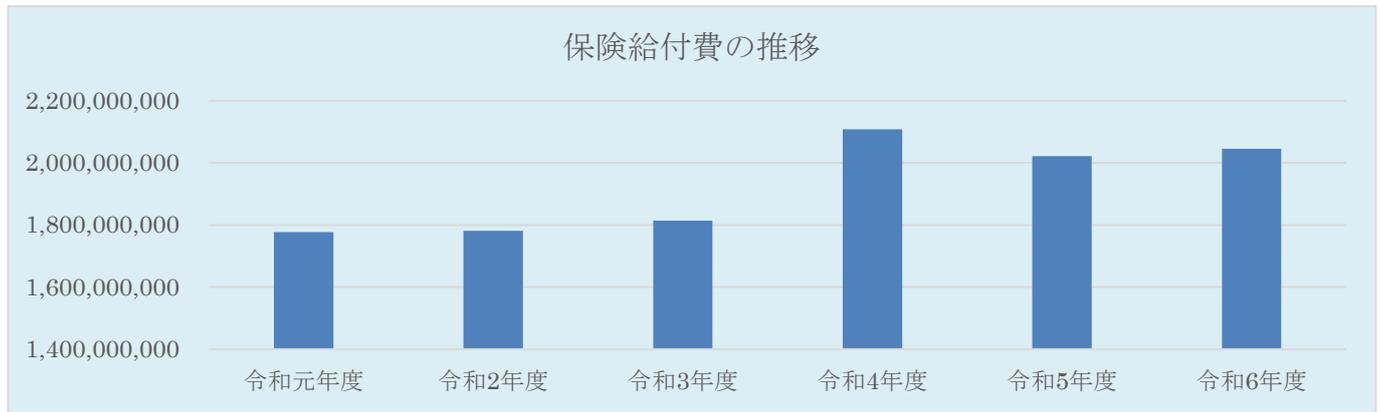
<内訳>

基礎 賦課額	後期高齢者 支援金賦課 額	介護納付金 賦課額
38,100	5,100	6,000
10,900	5,100	6,000
5,900	5,100	6,000
	未就学児は 4,100	

○保険料改定の主な理由

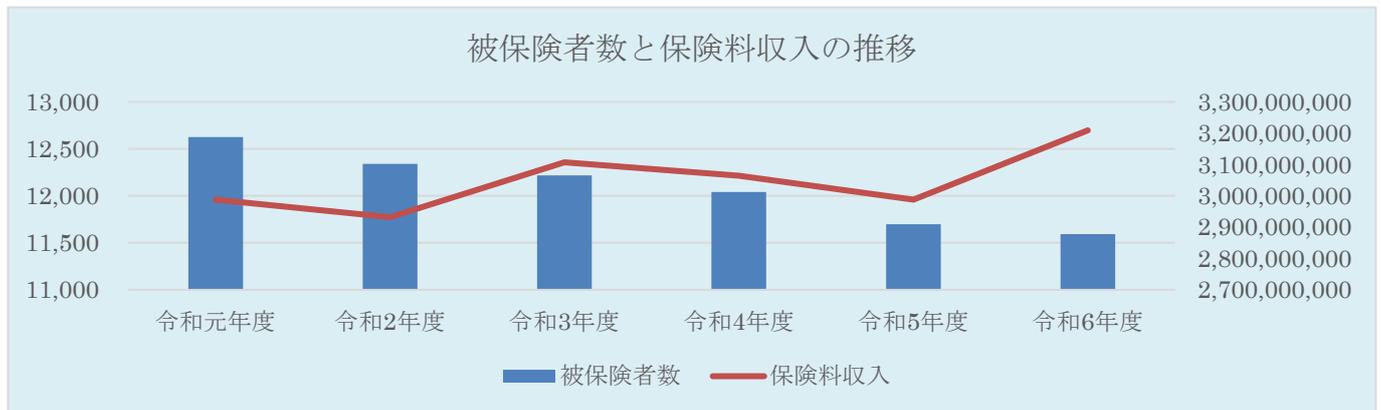
① 医療費の増加

1人当たりの医療費が増加傾向にあります。



② 保険料収入の減少

保険料改定年度には保険料収入が一時的に上向きますが、少子高齢化や社会保険の適用拡大の影響により被保険者数が減少し、翌年度以降は減少傾向となります。



③ 単年度マイナスの解消

①、②を主な理由に、令和元年度以降、単年度マイナスが継続しています。



○子ども子育て支援納付金の方針

- 18歳未満の被保険者（高校生まで）は、子ども・子育て支援納付金賦課額を徴収しない。ただし、（准）組合員である18歳未満被保険者は、（准）組合員として業務に従事し、労務の対価として報酬を得ていることから、18歳以上と同額の支援金を徴収する。
- 令和8年度から令和10年度まで段階的に支援納付金が増えるが、3年間の平均を求め月額800円とする。